

放課後児童健全育成事業所における新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年2月

(令和2年5月18日改訂)

(令和2年11月26日改訂)

(令和3年1月15日改訂)

名古屋市子ども青少年局

1 趣旨

名古屋市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課後児童健全育成事業所（以下「事業所」という。）に関する対応方針を定める。

2 本方針の対象

留守家庭児童育成会、児童館留守家庭児童クラブ

3 対応方針

(1) 感染拡大防止のための対応

	区 分	事業所に対する対応方針
ア	新型コロナウイルス感染症に感染した子どもが利用していた場合	・陽性が確認された日及びその翌日は、原則として事業所の臨時休所を要請する。ただし、当該子どもが事業所を最後に利用（職員の場合は、当該職員が最後に従事）した翌日から14日間経過している場合は除く。
イ	新型コロナウイルス感染症に感染した職員が従事していた場合	・陽性が確認された日の翌々日以降は、保健センターの調査を踏まえ、濃厚接触者がいないなど、再開に支障がない場合は開所する。 （再開に支障がある場合の休所期間については、保健センターの調査を踏まえて個別に判断する）。
ウ	事業所を利用している子どもが通っている小学校において新型コロナウイルス感染者が確認された場合（注）	・陽性が確認された日以降における当該小学校に通う子どもの事業所の利用自粛については、原則として当該小学校の臨時休業の規模及び期間に応じて要請する。

(注) 名古屋市立小学校の児童が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認された場合、放課後事業推進室は速やかに関係事業所へ連絡する（関係児童館留守家庭児童クラブについては青少年家庭課より連絡する。）。

(2) 関係者等への連絡

事業所は、臨時休所の決定及び子どもの事業所の利用を避けるよう要請した場合、速やかに放課後事業推進室へ報告する。

(3) 消毒・清掃

臨時休所中、事業所は必要に応じて消毒・清掃など必要な措置を行うものとする。